

虐待防止に関するマニュアル

<虐待に値する行為とは>

◎ 障がい者虐待の類型は、次の5つ(具体的要件は、虐待を行う主体毎に微妙に異なる)

☆ 身体的虐待

障がい者(児)に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正當なく障がい者(児)の身体を拘束すること。

☆ 放棄・放置

障がい者(児)を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等により養護を著しく怠ること。

☆ 心理的虐待

障がい者(児)に著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

☆ 性的虐待

障がい者(児)にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

☆ 経済的虐待

障がい者(児)の財産を不当に処分すること、障がい者(児)から不当に財産上の利益を得ること。

<虐待を未然に防ぐ心構え>

① 管理職、職員の研修、資質向上

- ・ 障がい者の人権の尊重や虐待の問題について、管理職、職員に高い意識が必要
- ・ 職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠
- ・ 管理者が率先して職員と共に風通し良く働きがいのある職場環境を整えることが必要

② 個別支援の推進

- ・ 利用者個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが虐待を防止する。

③ 開かれた施設運営の推進

- ・ 地域住民、ボランティア、実習生など多くの人が施設に関わることや、サービス評価(自己評価・第三者評価など)の導入も積極的に検討することが大切

④ 実効性のある苦情処理体制の構築

- ・ 事業所に対してサービス利用者やその家族からの苦情処理体制を整備することにより、虐待防止等の措置を講ずること。

※ 職員の人権意識の向上

- ・ 職員が自らの行為が虐待などの権利侵害に当たることを自覚していない場合があることな

どから掲示物を事業所の見やすい場所に掲示し、職員の自覚・自制を促す。

- ・ 普段から研修などを通じて職員の人権意識を高める。

※ 職員の知識や技術の向上

- ・ 研修などを通して職員の知識や技術、特に行動障害などの特別な支援を必要とする障がい児の支援に関する知識や技術の向上を図る。
- ・ 個々の障がい児の状況に応じた個別支援計画を作成するなどして適切な支援を行う。
- ・ 職員が支援に当たったの悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境を整備する。